		三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　容量六キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
鹿児島県のうち 伊佐市	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が六キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十二キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十六キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十四キロリットル以上 五　容量五・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
を		
鹿児島県のうち 伊佐市	同時に給油することができる自動車の数が八以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が六キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十二キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十六キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十四キロリットル以上 五　容量五・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
に、		
鹿児島県のうち 熊毛郡のうち屋久島町	同時に給油することができる自動車の数が七以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が八キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量七・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
を		
鹿児島県のうち 熊毛郡のうち屋久島町	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が八キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量七・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
に、		

鹿児島県のうち 大島郡のうち徳之島町	同時に給油することができる自動車の数が三以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十五キロリットル以上 二　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が五キロリットル以上 五　容量十三キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
を		
鹿児島県のうち 大島郡のうち徳之島町	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十五キロリットル以上 二　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が五キロリットル以上 五　容量十三キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
に、		
沖縄県のうち 宜野湾市	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が百二十六キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　容量十キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
を		
沖縄県のうち 宜野湾市	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が百二十六キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　容量八キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
に、		
沖縄県のうち 石垣市	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十八・三キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が五キロリットル以上 四　容量六キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
を		
沖縄県のうち 石垣市	同時に給油することができる自動車の数が五以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十八・三キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が五キロリットル以上 四　容量六キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
に、		